

前回は「ミスクラシフィケーション問題」がただいま浮上している自宅勤務継続問題とリンクし、如何に強く露呈するに至ったかを取り上げます。

ミスクラシフィケーション問題は、何も今に始まつた問題ではなく、前回のコラムでも取り上げましたが、20年前から連続としかも全ての州で企業の大小を問わずに起きてきております。理由は言わずもがな、企業側が「残業代を計算するのが面倒だから」『残業代を支払いたくないから』に尽きるのですが、但し、この問題が露わになるのは、例えば、能力不足や不品行による警告書を発した時、解雇を告げた時など、決まって労使の関係が悪化した時です。では何故に労使関係が良好な時には現れないのか。それはエグゼンプトにカテゴライズされた従業員はノンエ

前回は「ミスクラシフィケーション問題」がただいま浮上している自宅勤務継続問題とリンクし、如何に強く露呈するに至ったかを取り上げます。

ミスクラシフィケーション問題は、何も今に始まつた問題ではなく、前回のコラムでも取り上げましたが、20年前から連続としかも全ての州で企業の大小を問わずに起きてきております。理由は言わずもがな、企業側が「残業代を支払いたくないから」『残業代を計算するのが面倒だから』『残業代を支払いたくないから』に尽きるのですが、但し、この問題が露わになるのは、例

## ワーク・スケジュールについて③

に係る時間管理を厳しくせざるを得ません。一方のエグゼンプト従業員は、時間による給与支払いではなく能力による給与支払いゆえ、例えば、遅い出勤・長いランチ時間・早い退社等、延いては（職務上不要であれば）出社すらしなくて良いのです。従って、本来は言はずもがな、企業側が「残業代を支払いたくないから」に尽きるのですが、但し、この問題が露わになるのは、例

グゼンプト従業員のように時間に左右されないからです。ノンエグゼンプトにカテゴライズされた従業員についても、企業は、残業代支払いから免れることが法律上できない為、自ずと就労時間による時間管理を厳しくせざるを得ません。

原因は、日本から出向して来られた親会社の駐在員がFLSA（Fair Labor Standard Act）—公正労働基準法と呼ばれる法律—を理解把握していない事から起つており、且つ「全従業員をマネジャーの位にしておけば残業代支払いは不要」との日本の発想がそうさせている原因であることも明白です。

それが昨年のパンデミック発生により、何ら準備もできないまま従業員をして在宅勤務に移行せざるを得なくな

つた今日、上司はこれまでのように従業員の仕事ぶりを間近で見られなくなるかもしれません。

原因是、日本から出向して来られた親会社の駐在員がFLSA（Fair Labor Standard Act）—公正労働基準法と呼ばれる法律—を理解把握していない事から起つており、且つ「全従業員をマネジャーの位にしておけば残業代支払いは不要」との日本の発想がそうさせている原因であることも明白です。

振る舞えるとのメリットが生まれるからです。残業をしたのに残業代が支払われない問題はあるとしても、日常ほとんど残業をしていないならばエグゼンプトの所だけを享受できることにもなり得ます。このよう



**HR 人事マネジメント**

**Q & A**

HRMパートナーズ社 副社長及びパートナー  
**上田 宗朗**

### 第3回

振る舞えるとのメリットが生まれるからです。残業をしたのに残業代が支払われない問題はあるとしても、日常ほとんど残業をしていないならばエグゼンプトの所だけを享受できることにもなり得ます。このよう

な企業の光景は米系日系問わず今尚常態化しており、小規模企業で家族的な人事管理を好む所長さんがおられる企業ならば猶更のことと捉えても良いかもしれません。

つた今日、上司はこれまでのように従業員の仕事ぶりを間近で見られなくなるかもしれません。

これが昨年のパンデミック発生により、何ら準備もできないまま従業員をして在宅勤務に移行せざるを得なくな



## 在宅勤務でエグゼンプトのメリット失せ問題浮上